

## 一般競争入札公告

社会福祉法人草加市社会福祉事業団が発注する「障害者生活介護事業所建築工事」について下記のとおり一般競争入札を行うので、その内容を次のとおり公告します。

平成28年8月22日

社会福祉法人草加市社会福祉事業団  
理事長 田中和明

### 1 入札対象工事

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事名   | 障害者生活介護事業所建築工事  |
| (2) 工事場所  | 埼玉県草加市柿木町字竹1213番1、1214番3  |
| (3) 工事期間  | 契約締結日から平成29年5月31日まで   |
| (4) 設計金額  | 非公開   |
| (5) 工事内容  | 工事種別：新築工事<br>工事範囲：新築工事に伴う建築・電気・設備・外構工事等   |
| (6) 建物概要  | 構造規模：鉄骨造 地上2階建<br>建物用途：社会福祉施設（障害者総合支援法に基づく生活介護）<br>敷地面積：1,600.51㎡<br>延床面積：1,197.93㎡ |
| (7) 入札方法  | 紙入札とする。   |
| (8) 仕様書等  | 本事業団ホームページからダウンロードすること。   |
| (9) 現場説明会 | 開催しない。  |

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、公告日において草加市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。
- (3) 現在有効な草加市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている単体企業（共

同企業体は不可)で、直近の評価が次の条件を満たした者とする。

埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、建築工事業の経営事項審査総合評定値が1,100点以上であること。

- (4) 入札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、草加市建設工事等請負業者指名停止基準(平成8年4月1日施行)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 当該工事における下請負契約が4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)となる場合、建築工事において建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を有する者
- (8) 過去7年(平成21年7月1日以降に施工のもの)に同種工事(2階建以上の医療・福祉施設)の新築工事を元請で施工し、完成した実績のある者
- (9) 当事業団の理事が役員をしている企業でないこと、および対象工事にかかる設計業務の受注者又は、他の入札参加業者と資本関係もしくは人事面において関連のある企業でないこと。
- (10) 建設業法第26条に規定する監理技術者(下請に出す金額が総額4,000万円(建築一式工事は6,000万円)未満の場合は、監理技術者に代えて主任技術者)を工事現場に専任で配置できる者。なお、監理技術者、主任技術者いずれも入札執行日において、連続して3箇月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって、当初に配置された監理技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由(病気、死亡及び退職等)により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者
- (11) 本入札に際し談合があった場合の措置  
契約締結日までに落札者が本入札に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、落札決定を取り消す。
- (12) 契約締結日までに草加市から指名停止の処分を受けた場合、契約を締結しない。  
この場合、契約の相手方に損害が生じても、当事業団は一切の責任を負わない。

### 3 入札参加申請等

- (1) 受付期間 公告日から平成28年9月1日(木)まで
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで(土・日曜日・祝日を除き、最終受付日は正午までとする)

- (3) 提出書類
- ① 一般競争入札資格確認申請書（様式1）  
※様式は、当事業団ホームページからダウンロードすること。
  - ② 草加市格付等級及び埼玉県資格審査数値が確認できる書類
  - ③ 経営事項審査結果通知書（写し）
  - ④ 特定建設業に係る許可通知書（写し）
  - ⑤ 会社概要及び経歴書
  - ⑥ 平成21年7月1日以降に医療・福祉施設等の建設工事一式を元請で受注し、完成した実績を証明できる書類（建設年度、発注者、工事件名、工事概要、請負金額等が記載されているもの）
  - ⑦ 配置予定技術者の資格を証する書類の写し
- (4) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須）※締切日正午必着
- (5) 提出場所 〒340-0011  
埼玉県草加市栄町二丁目1番32号ストーク草加式番館1階  
社会福祉法人草加市社会福祉事業団 担当：竹城・馬場  
電話：048-930-0311 E-mail:masayuki.baba@sswo.or.jp  
※問い合わせは原則メールにてお願いします。  
※提出した確認申請書及び添付資料の返却は致しません。

#### 4 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認審査後、すべての申請者に対し入札参加資格認定通知書（様式2）を発送する。

#### 5 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 質問の受付及び回答の方法 E-mailによるものとする。（様式自由）  
E-mail:masayuki.baba@sswo.or.jp

(2) 質問の受付期限 平成28年9月1日（木）午前11時まで

(3) 質問の回答期限 平成28年9月6日（火）午後5時まで

#### 6 入札日程等

(1) 入札日時 平成28年9月13日（火）午後2時00分 入札執行

(2) 入札場所 草加市役所本庁舎3階 入札室

(3) 控室 草加市役所本庁舎3階 閲覧室

(4) 入札保証金 免除する。

(5) 入札予定価格 公表しない。

- (6) 最低制限価格 埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領（平成24年1月20日施行）に準じて設定する。（最低制限価格を下回る価格で入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とする。）

## 7 入札に関する注意事項

- (1) 入札書（様式3）に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 代理人をして入札する場合は、委任状（様式自由）を提出すること。
- (3) 初度の入札参加者が2者未満の場合、入札は執行しない。
- (4) 入札回数は、初度を含めて3回を限度とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加できない。
- ① 無効の入札をした者
  - ② 最低制限価格の100/108未満の価格の入札をした者
- (5) この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (6) 一度提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- (8) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式自由）を入札日の前日（休日であるときは直前の営業日）、午後4時までに事業団事務局へ提出すること。
- (9) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (10) 入札に当たっては、一般競争入札参加資格認定通知書（様式2）、入札金額見積内訳書（様式自由）、入札書を同封し、提出すること。

## 8 入札の無効

- (1) 一般競争入札参加資格認定通知書を提出しない者がした入札
- (2) 落札候補者が必要資料を提供しないとき又は、審査に必要な発注者の指示に従わないときは、当該落札候補者のなした入札は無効とする。
- (3) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (4) 電報、電話及びファクシミリ等による入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者がした入札

- (7) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (8) 虚偽の一般競争入札参加申請書又は確認資料を提出した者がした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

## 9 契約及び支払い等

- (1) 契約時期 当事業団が開催する理事会で契約の締結について承認された後に契約を締結するものとする。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上とする。ただし、金融機関又は保証事業会社の履行保証契約をもって、契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 支払時期及び方法
  - 前 金 払 契約金額の40%以内とする。
  - 中間前金払 なし
  - 部 分 払 なし
  - 残 金 竣工引渡後、独立行政法人福祉医療機構の融資実行後に支払うものとする。
- (4) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、草加市から指導があった場合には従うこと。
- (5) 本工事においては、一括下請けは禁止とする。

## 10 その他

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者負担とする。
- (2) 本工事における一般競争入札については、草加市建設工事一般競争入札実施要綱(平成6年告示第91号)及び関連規程の定めにしたがった取扱いとする。
- (3) 工事による廃棄物等は、請負者が処分し、敷地内に残置することのないようにすること。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)他関連法規等に合致した施工をすること。